保 健 福 祉 部
令和８年（2026 年）11 月 24 日調製

定 例 会 提 出 予 定 案 件 資 料

ページ

１　令和８（２０２６）年度補正予算概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１～４

２　函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準
　　等を定める条例の一部を改正する条例の骨子　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５～８

３　公の施設の指定管理者の指定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９～10

１　令和８（２０２６）年度補正予算概要

一般会計
［歳　入］

（単位：千円）

科　　目	補　正　額	説　　明
民　　生　　債	42,000	過疎地域持続的発展特別事業債増　42,000

［歳　出］
民生費

（単位：千円）

科　　目	補　正　額	説　　明	特定財源
社会福祉総務費	2,906	総合福祉センター関係経費減　△1,266 総合福祉センター 管理委託料減　△90 総合福祉センター 設備整備費減　△1,176 特別障害者手当等支給事業費増　4,172 特別障害者手当等支給費増　4,172	(国)特別障害者手当等負担金 3,129 (地方債)総合福祉センター設備整備事業債 △1,100
重度心身障害者医療助成費	130	その他所要経費増　130	
老人福祉費	△360	老人福祉センター 管理運営所要経費減　△360 老人福祉センター 管理委託料減　△360	

衛生費

（単位：千円）

科　　目	補　正　額	説　　明	特定財源
健　康　増　進　費	△127	健康増進センター 管理運営所要経費減　△127 健康増進センター 運動講座委託料減　△127	(その他)後期高齢者医療広域連合受託事業収入 △113
感染症等予防費	59	感染症予防費増　59 感染症対策費増　59	(国)保健所費補助金 36
環　境　衛　生　費	△2,000	補助金減　△2,000 公衆浴場経営安定化 事業補助金減　△2,000	

教育費

（単位：千円）

科　　目	補　正　額	説　　明	特定財源
私立学校振興費	△562	私立専修学校運営助成費減　△562	

［債務負担行為］

（追　加）　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
生活困窮者世帯学習支援等業務委託料	令和9(2027)年度	29,683
障がい保健福祉関係業務委託料	令和９(2027)年度から令和11(2029)年度まで	26,086

（変　更）　　（単位：千円）

事　　項	補　正　前	補　正　後
	限　度　額	限　度　額
健康増進センター運動講座委託料	16,910	16,776
老人福祉センター管理委託料 （湯川老人福祉センター 谷地頭老人福祉センター）	518	158

介護保険事業特別会計

（単位：千円）

歳　　入			歳　　出		
事　　項	説　　明		事　　項	説　　明	
繰 入 金	一般会計繰入金増	2,464	職 員 費	一般部局職員費増	2,464
補正額計		2,464	補正額計		2,464
補 正 後 予 算 額		33,872,818	補 正 後 予 算 額		33,872,818

２　函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

（１）　改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定通所支援の事業等における児童対象性暴力等の防止に関する規定を整備するため

（２）　改正内容

別紙新旧対照表のとおり

（３）　施行期日

令和８年１２月２５日

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表

現　　行	改　正　案
第47条　削除	（児童対象性暴力等の防止） 第47条　指定児童発達支援事業者は，法第21条の５の18第４項の規定に基づき，児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し，および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
（準用） 第63条　第５条，第８条および第４節（第12条，第24条第１項および第４項，第25条，第26条第１項，第32条，第34条ならびに第52条第２項を除く。）の規定は，基準該当児童発達支援の事業について準用する。	（準用） 第63条　第５条，第８条および第４節（第12条，第24条第１項および第４項，第25条，第26条第１項，第32条，第34条，第47条ならびに第52条第２項を除く。）の規定は，基準該当児童発達支援の事業について準用する。
（準用） 第84条　第13条から第23条まで，第25条から第31条まで，第33条，第35条から第46条まで，第48条から第51条まで，第52条第１項および第53条から第55条までの規定は，指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において，第17条中「いう。第38条第６号および第52条第２項」とあるのは「いう。第84条において準用する第38条第６号」と，第23条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第83条第１項から第３項まで」と，第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第83条第２項」と，第27条第１項，第28条および第55条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。	（準用） 第84条　第13条から第23条まで，第25条から第31条まで，第33条，第35条から第51条まで，第52条第１項および第53条から第55条までの規定は，指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において，第17条中「いう。第38条第６号および第52条第２項」とあるのは「いう。第84条において準用する第38条第６号」と，第23条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第83条第１項から第３項まで」と，第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第83条第２項」と，第27条第１項，第28条および第55条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。
（準用） 第85条　第８条，第９条，第13条から第23条まで，第25条から第31条まで，第33条，第35条から第46条まで，第48条から第51条まで，第52条第１項，	（準用） 第85条　第８条，第９条，第13条から第23条まで，第25条から第31条まで，第33条，第35条から第51条まで，第52条第１項，第53条から第58条まで，

第53条から第58条まで，第78条および第83条の規定は，共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。	第78条および第83条の規定は，共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。
（準用） 第97条　第13条から第23条まで，第25条，第26条，第27条（第６項および第７項を除く。），第27条の２，第28条から第31条まで，第33条，第35条から第37条まで，第39条，第39条の２，第41条の２，第41条の３第１項，第42条から第46条まで，第48条から第51条まで，第52条第１項および第53条から第55条までの規定は，指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において，第13条第１項中「第38条」とあるのは「第96条」と，第17条中「いう。第38条第６号および第52条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と，第23条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第95条第１項から第３項まで」と，第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第95条第２項」と，第27条第１項，第28条および第55条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と，第28条第４項中「第27条第４項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第４項に規定する領域との関連性を踏まえた」と，第49条第１項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。	（準用） 第97条　第13条から第23条まで，第25条，第26条，第27条（第６項および第７項を除く。），第27条の２，第28条から第31条まで，第33条，第35条から第37条まで，第39条，第39条の２，第41条の２，第41条の３第１項，第42条から第51条まで，第52条第１項および第53条から第55条までの規定は，指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において，第13条第１項中「第38条」とあるのは「第96条」と，第17条中「いう。第38条第６号および第52条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と，第23条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第95条第１項から第３項まで」と，第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第95条第２項」と，第27条第１項，第28条および第55条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と，第28条第４項中「第27条第４項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第４項に規定する領域との関連性を踏まえた」と，第49条第１項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。
（準用） 第102条　第13条から第23条まで，第25条，第26条，第27条（第４項を除く。），第27条の３，第28条から第31条まで，第33条，第35条から第37条まで，第39条，第39条の２，第41条の２，第41条の３第１項，第42条，第44条から第46条まで，第48条から第51条まで，第52条第１項，第53条から第55条までおよび第94条から第96条までの規定は，指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において，第13条第１項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と，第17条中「いう。第38条第６号および第52条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と，第23条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第102条において準用する第95条第１項から第３項まで」と，第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第102条において準用する第95条第２項」と，第27条第１項および第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」	（準用） 第102条　第13条から第23条まで，第25条，第26条，第27条（第４項を除く。），第27条の３，第28条から第31条まで，第33条，第35条から第37条まで，第39条，第39条の２，第41条の２，第41条の３第１項，第42条，第44条から第51条まで，第52条第１項，第53条から第55条までおよび第94条から第96条までの規定は，指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において，第13条第１項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と，第17条中「いう。第38条第６号および第52条第２項において同じ。」とあるのは「いう。」と，第23条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第102条において準用する第95条第１項から第３項まで」と，第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第102条において準用する第95条第２項」と，第27条第１項および第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と，第27条第６項中「を受

と，第27条第６項中「を受けて」とあるのは「および当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と，同項第５号中「障害児およびその保護者」とあるのは「障害児およびその保護者ならびに当該訪問先施設」と，同条第７項中「自己評価および保護者評価」とあるのは「自己評価，保護者評価および訪問先施設評価」と，「保護者に示す」とあるのは「保護者および訪問先施設に示す」と，第28条第４項中「第27条第４項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と，同条第５項中「担当者等」とあるのは「担当者および当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と，第44条第１項中「従業者の勤務の体制，前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と，第49条第１項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と，第55条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。	けて」とあるのは「および当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と，同項第５号中「障害児およびその保護者」とあるのは「障害児およびその保護者ならびに当該訪問先施設」と，同条第７項中「自己評価および保護者評価」とあるのは「自己評価，保護者評価および訪問先施設評価」と，「保護者に示す」とあるのは「保護者および訪問先施設に示す」と，第28条第４項中「第27条第４項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と，同条第５項中「担当者等」とあるのは「担当者および当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と，第44条第１項中「従業者の勤務の体制，前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と，第49条第１項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と，第55条第２項第２号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

３　公の施設の指定管理者の指定について

（１）　函館市総合福祉センターの指定管理者

ア　公の施設の名称および位置

名称　函館市総合福祉センター

位置　函館市若松町３３番６号

イ　指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所　函館市若松町３３番６号

名称　社会福祉法人函館市社会福祉協議会

代表者の氏名　会長　江頭　進

ウ　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

エ　候補者の選定

特例措置を適用し，当該団体を候補者とした。

オ　管理委託料

７４４，１６８千円

（２）　函館市夜間急病センターの指定管理者

ア　公の施設の名称および位置

名称　函館市夜間急病センター

位置　函館市五稜郭町２３番１号

イ　指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所　函館市田家町５番１６号

名称　公益社団法人函館市医師会

代表者の氏名　会長　大原　正範

ウ　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

エ　候補者の選定

特例措置を適用し，当該団体を候補者とした。

オ　管理委託料

３０１，８３８千円